



地域活動の担い手の皆さんへ

法人格を取得する意義について

市政改革プラン

アクションプラン編 事項1-(4)

法人格を取得する意義

○「市政改革プラン」では、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会による法人格の取得など、社会的信用を高めるための取組を支援することとしています。

○法人格を取得すると、契約主体を個人から団体に切り替えることができ、情報公開することによって、市民から信用を得やすくなります。一方で、報告書の作成や各種届出など、さまざまな責任と義務も生じます。

○法人格の取得にあたっては、それぞれの地域において、地域課題やニーズを踏まえつつ、その必要性について構成団体間でよく話し合い、主体的に取得していただくものと考えています。

法人格取得の利点

(1) 権利の主体となることができます

《現状は…》

団体としての権利と責任の範囲と代表者個人としての権利と責任の範囲が不明確になっています。

このため、資産管理や契約において様々なトラブルが発生する恐れがあります。

例えば…

- 代表者が事故（転居や死亡）等によって業務が執行できなくなると、不動産等の資産名義の変更や、相続などの問題が生じます。
- 代表者が入れ替わると、それまでの取引や事業等の継続が困難になる場合があります。
- 団体名で契約できないため、契約を締結する個人が責任を負う（団体債務を代表者が無限に負う事態など）恐れがあります。



《法人になれば…》

権利主体が、法人となることで権利と責任の範囲が明確になり、代表者が個人的に責任を負うことになる恐れがなくなります。

例えば…

- 団体名で不動産登記ができます(地域集会所や老人憩の家など)
- 団体名で銀行口座を開設できます。
- 団体名で契約(不動産の賃貸借や売買契約、水道光熱費等の公共サービスなど)を結ぶことができます。
- 団体と個人の資産(債務を含む。以下同じ、)の区分が明確になることで、代表者に事故等があった場合にも、資産の継承や取引等の継続がしやすくなるなど、財産管理の適正化が図られます。
- また、公共の担い手としてだけでなく、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスといった地域的あるいは社会的課題の解決に取り組む場合、上記の権利能力を活かしながら、活動を行えるようになります。

法人格取得の利点

(2) 社会的信用の向上が図られます

《現状は…》

持続的なまちづくり活動を行っていくためには、より幅広い人たちが、地域活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信はもとより、開かれた組織運営、会計の透明性を確保しつつ、こうした活動の内容を広く情報公開することによって、地域住民の皆さんから信用を得ることが必要です。



《法人になれば…》

法人格を取得することで、きちんと法的要件を備えて設立し、行政から正式な認定・認証を受け、登記もされているという、地域住民にとってのなおいっそうの安心感や信用性の向上にもつながることが期待できます。

これにより、これまで地域活動に参加してこなかった地域住民の皆さんに地域活動に関心を持ってもらい、ひいては活動参加につながられることも期待できます。

法人格取得の利点

(3) 資金調達が有利になることが期待できます

法人格ごとに根拠法令があり、例えば、所轄庁への各種報告書類の提出や、情報公開の義務付けなど、活動に対するチェックの機会が設けられています。

《法人になれば…》

法令を守りながら、開かれた組織運営、会計の透明性を確保しつつ、活動内容を広く情報公開することによって、組織運営の透明性がよりいっそう高まれば、社会的信用性は向上し、その活動を支援したいという住民が増えることにつながり、会費や寄附金を集めやすくなることが期待できます。

さらにまた、行政、公的団体等からの事業委託や助成等の機会が得られやすくなることが期待できます（※ただし、団体の活動内容や実績等の要件にも左右されます）。

一方、組織内部においては、関係法令の遵守を意識しつつ、社会的な信用を背景に活動することになることから、取組みに対して必然的に責任感や使命感が生まれ、いっそうのモチベーションの向上が期待されます。